

# 学校いじめ防止基本方針

那覇市立 宇栄原小学校

## 1. 本校の基本方針

本校は、「一人一人が夢を持ち、たくましく生きる子」を教育目標に、具体的には、考える子(知) 心豊かな子(徳) 健康な子(体)の育成を目指している。

そのためには、すべての児童が、いじめのない、安心して生き生きとした学校生活を送れる環境作りが大切であり、私たちすべての教職員が、いじめという行為やいじめ問題に取り組む姿勢について十分理解し、学校長及び全職員一丸となって、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

そこで、本校では、平成23年3月に沖縄県教育庁義務教育課が作成した、「沖縄県いじめ対応マニュアル」をもとに、いじめ防止に向けて、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むと共に、いじめを認知した場合は、適切に且つ速やかに解決していくものとする。  
(参考資料：各都道府県のいじめ対策マニュアル)

## 2. いじめの防止等の指導体制・組織的対応

### (1) いじめの基本的認識

#### 【いじめとは】

児童生徒が、一定の人間関係のあるものから心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

(平成19年2月 文部科学省)

#### 【いじめの対応についての基本的認識】

- いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと。
- いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った親身の指導を行うこと。
- いじめ問題は、学校(教師)の指導の在り方が問われる問題であること。
- 学校・家庭・地域社会・関係者が一体となって取り組むことが必要であること。
- いじめ問題は、家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること。

(資料① 参照)

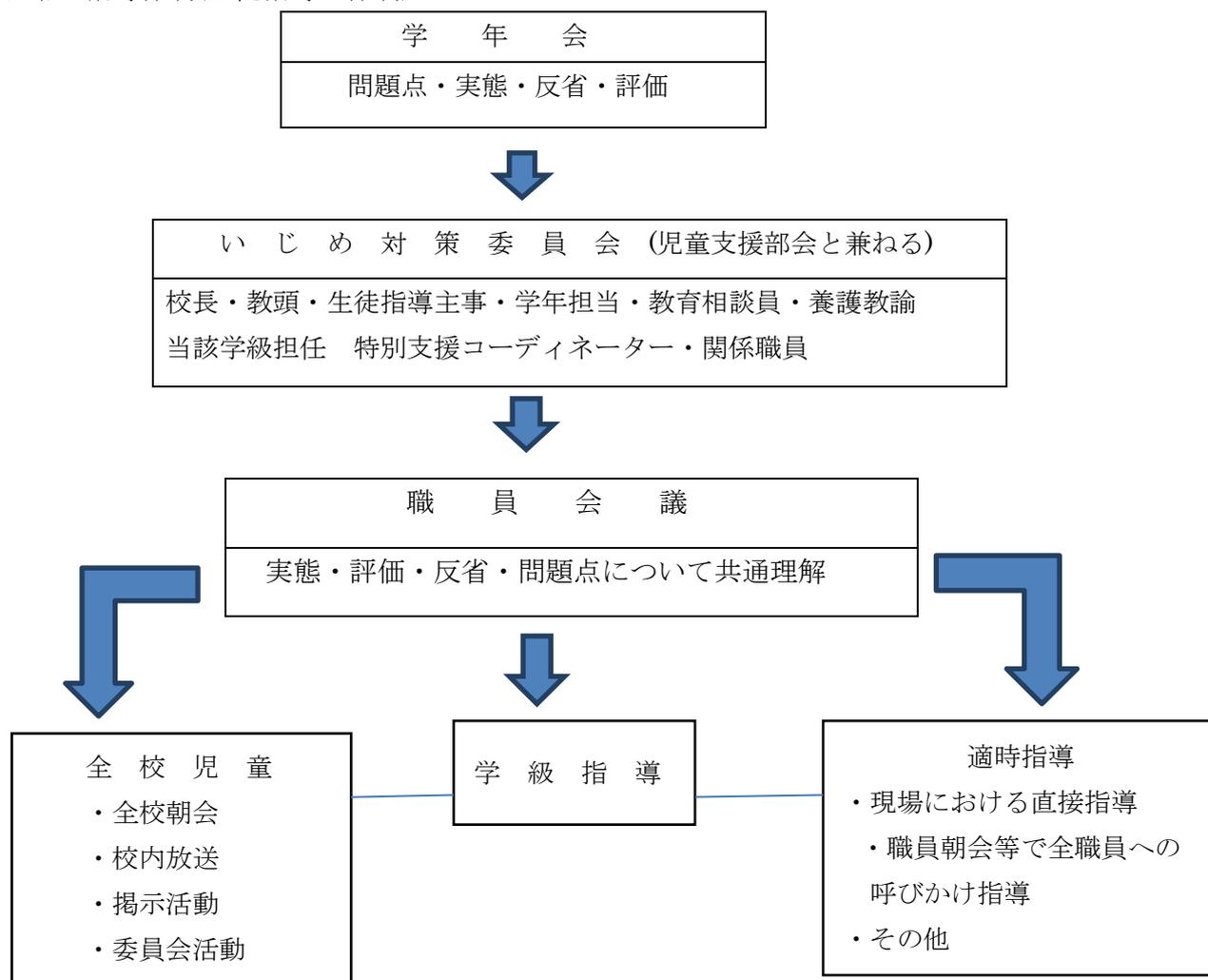
### (2) 未然防止

○いじめの起こりにくい学校にするために

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させる。  
いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、または、いじめを大人に伝えることは、正しい行為であるという認識を児童に持たせる。
- ・学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼することの大切さ、生きることのすばらしさや喜び等について指導する。  
特に、道徳教育、特別活動等を通して上記の指導の充実を図る。
- ・小さな問題行動であっても、これらの行為を見逃すことなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導をおこなう。

・教職員が、子どもの一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。

### (3) 日常の指導体制(生徒指導の体制)



### (4) 早期発見・早期対応

いじめは、大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つと共に、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

( 資料② 参照 )

### (5) ネット上でのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局・地方法務局・所轄警察署の協力を求める。

( 資料③ 参照 )

(6) 指導計画

	いじめ・人権	教育相談・生徒指導	その他
4	「人権ってなあに」 ・いじめに関するアンケート	・児童支援部会（生徒指導）	
5	「やさしい言葉づかいをしよう」 ・いじめに関するアンケート ・みんなの学校生活調べ	・児童支援部会（生徒指導） <u>教育相談旬間（教育相談）</u>	
6	「命の大切さ・命どう宝について考えよう」 ・いじめに関するアンケート	・児童支援部会（生徒指導）	平和旬間（道徳・学活）
7	「いじめについて考えよう」 ・いじめに関するアンケート	・児童支援部会（生徒指導） ・非行防止教室（生徒指導）	
8 ・ 9	「お年寄りをいたわる気持ちを持とう」 ・いじめに関するアンケート	・児童支援部会（生徒指導）	敬老の日
10	「国際協調ってなあに」 ・いじめに関するアンケート	・児童支援部会（生徒指導）	
11	「助け合う心・思いやる心を大切にしよう」 ・いじめに関するアンケート ・みんなの学校生活調べ	・児童支援部会（生徒指導） <u>教育相談旬間（教育相談）</u>	
12	「人権について考えよう」 ・いじめに関するアンケート	・児童支援部会（生徒指導）	エイズデー（保健・学活）
1	「家族のこと・自分のことを見つめてみよう」 ・いじめに関するアンケート	・児童支援部会（生徒指導）	・人権の花（一人一鉢，環境整備）
2	「友達のいいところを見つけよう」 ・いじめに関するアンケート	・児童支援部会（生徒指導）	
3	「人権ってなあに」 ・いじめに関するアンケート	・児童支援部会（生徒指導）	

### 3. 重大事態への対応

#### (1) 重大事態とは、

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童生徒が自殺を企図した場合など
- ・いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手。（いじめ防止対策推進法第28条①）

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

#### (2) 重大事態の発生と対応（基本的には、いじめの対策全体図に準ずる）

- ・速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ・事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

### 4. 地域や関連機関との連携について

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官庁へ報告し、問題の解決に向けて、指導助言等の必要な支援を受ける。解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関連機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期解決を目指す。

（資料④ 参照）